

今後のごみ搬入手数料の長期的あり方について

【内 容】

- 1 許可業者搬入手数料等のあり方について
- 2 排出事業者へのごみ減量インセンティブの仕組みについて

1 許可業者搬入手数料等のあり方について

(1) 一般廃棄物収集運搬許可業者への減免について

一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）への減免とは、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第38条*に基づき、許可業者がクリーンセンターに搬入するごみの手数料を減額していることをいう。現在、5割の減免措置を実施している。

昭和30年代の高度経済成長期以降、経済の発展とともにごみ量が急速に増大していく中で、許可業者は、行政に代わり事業所から出るごみを円滑に処理するという公共的役割を担い、収集作業の特殊性（深夜・早朝収集、毎日収集、年中無休など）等により厳しい労働環境に置かれながら、都市の美化推進を含めた生活環境の保全と公衆衛生の向上に大きく貢献してきた。

減免制度は、そうしたことに配慮して適用されてきたものであり、許可業者がその役割を果たすうえで一定の意義があったといえる。

*京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第38条

（一般廃棄物処理手数料等の減免）

市長は、特別の理由があると認めるときは、第35条第1項に規定する手数料及び前条第1項に規定する費用を減額し、又は免除することができる。

(2) これまでの経緯

明治23年	業者請負制によるごみ収集の開始（現在の業者収集の始まり）
昭和29年	清掃法公布、収集が許可制となる（当時32業者が許可を受ける）
昭和38年頃	それまで無料であった処理施設への搬入手数料が有料となる これに併せて許可業者に対する減免制度が導入される（当初減免率8割）
	（以後、徐々に減免率が引き下げられる）
平成16年度	減免率が5割まで引き下げられる

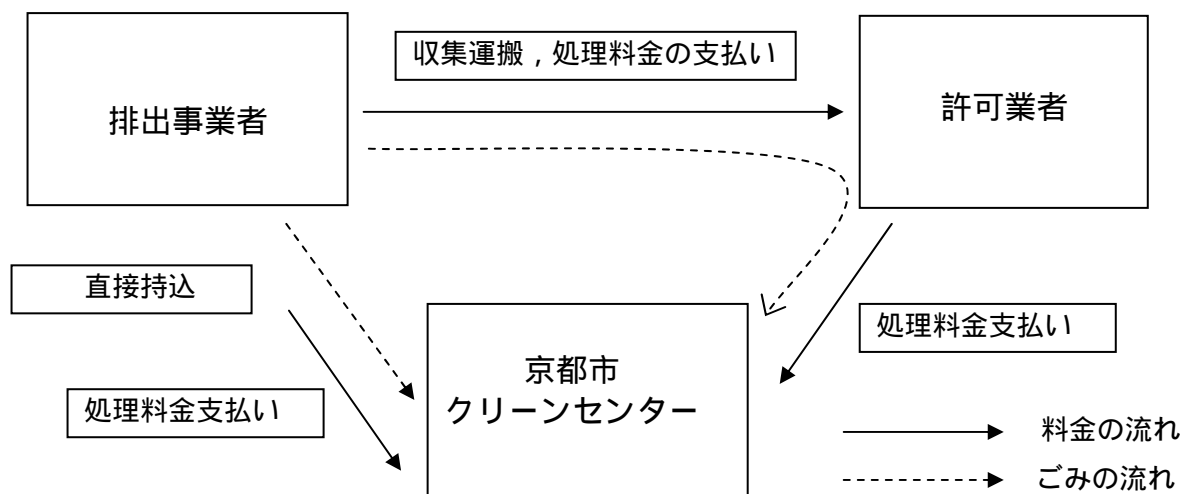
(3) 課題

- ・平成12年に循環基本法が制定され、ごみ処理のあり方が適正処理から3R（ごみの発生抑制、再使用、リサイクル）重視へと移行してきている中で、行政の代行としての円滑な適正処理への貢献ということのみで減免理由としての公共性を主張することは困難となりつつある。
- ・減免措置は、許可業者への便益というよりも実質的には排出事業者の適正な費用負担を阻害する要因となっており、また結果として排出事業者のごみ減量・リサイクルの意識を希薄なものとしている。このことも事業者の排出者責任の徹底や循環基本法が示す循環型社会構築の方向性と齟齬をきたすものとなっている。
- ・減免措置は、まだ少なからずの市町村で実施されているが、政令指定都市では、近年大阪市、神戸市が相次いで廃止の方向性を決定しており、減免制度を適用している、あるいは今後の方向性を明らかにしていないのは、京都市と福岡市のみとなっている現実もある。

2 排出事業者へのごみ減量インセンティブの仕組みについて

(1) 現状

- ・排出事業者が一般廃棄物を処理する場合、事業者自らが廃棄物をクリーンセンターに持ち込む場合を除いて、廃棄物処理法第7条第1項*に基づいて許可を受けた許可業者に処理を委託することとなる。
- ・この許可業者収集ごみについては、廃棄物処理法第7条第12項*の規定により、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例における「占有者等が収集、運搬及び処分を委託する場合」の手数料額（100リットルまでごとに800円）がその上限とされており、許可業者はそれぞれその範囲内で契約料金を定め、売り上げの中からクリーンセンターへの搬入手数料を京都市に支払ってきた。



* 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第12項

(一般廃棄物処理業)

一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。(以下略)

12 第1項の許可を受けた者及び(中略)は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法第228条第1項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

(2) 課題

- ・契約料金は、基本的には各排出事業者のごみ排出の程度（ごみ袋の数など）に応じて設定されている。しかし、許可業者は1度に複数の事業所からのごみを収集するため、事業所ごとの排出量を正確には把握できていないという側面もある。このように料金設定の明確な基準がないことから、排出事業者の立場が強く、長引く不況の影響などで経費支出を抑えたい排出事業者に許可業者が契約料金の値下げを求められるケースもあり、前出の減免措置とあいまって排出事業者にごみ減量・リサイクルのインセンティブが働かない状況となっている。排出者責任の徹底の観点から排出事業者への処理料金転嫁の仕組みが必要である。
- ・また、ごみの減量・リサイクルが促進されるとともに、努力すれば排出事業者の処理料金の負担が軽減するような料金システムの検討や民間におけるリサイクルの受け皿整備誘導を図っていく必要がある。

手数料等減免関係資料

1 一般廃棄物収集運搬許可業者の歴史的役割と沿革

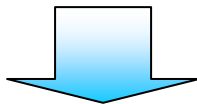
- 明治15年前後 繁華街であった京極，先斗町，祇園，島原，北野新地，四条通，寺町二条付近，松原団栗，熊野旅館街などの地域（約6,000戸）では，町用人（徳川時代の番雇）を使って，町内のごみを毎夜間収集するようになり，収集したごみは，三条大橋東詰（現京阪三条駅敷地付近）と松原御前（現京都市立病院敷地）の空き地に投棄していた。立誠，永松，菊浜，弥栄各学区などに現在でも見られる町内一括契約による業者収集は，その当時の慣例が存続しているものである。
- 明治23年4月 上・下両区長が，府の指令に基づき，市会参事会の議決を得て「じん芥採集請負人心得」を制定した。
- 明治23年5月 業者請負制によるごみ収集を実施した。その請負人の大部分は元町用人であって，現在行われているごみ取扱業者の始まりであり，この実施は本市のごみ処理事業の第一歩であった。当時の人口は約29万人，世帯数は約6万3千。
- 明治30年 この投棄処分地として，初めて市設のごみ捨て場が旧二ノ橋処理事務所敷地辺りに設けられ，鴨川寄りの地域のごみ運搬は，同27年開通の鴨川運河（疎水）を利用した。
- 明治33年 汚物掃除法の制定により，市内のじん芥（特殊なものを除く）収集及び処分は市の義務となった。
- 明治34年 市役所内に掃除監視吏員事務所を置くとともに，全市おおむね警察署の所管区域を標準として6管区に分けて，管区ごとに掃除監視吏員出張所を設置し，掃除人夫を適宜配置して一般家庭のごみ収集を行い，周辺部は業者に委託して指導監督した。これが本市の直営によるごみ収集の始まりである。
- 昭和29年4月 清掃法の公布により，特別清掃区域内でごみの収集運搬及び処分を業とする者は，当該市町村長の許可制となった。
- 昭和29年9月 許可申請受付。許可した業者数は32。当時の搬入手数料は無料。
- 昭和35年8月 京都清掃業協同組合設立。
- 昭和38年 搬入手数料の有料制度導入。同時に清掃業協同組合組合員の搬入に対する減免制度導入。
- 平成15年 京都環境事業協同組合に名称変更。現在の許可業者数86。

2 ごみ処理手数料の減免に関する法的根拠

地方自治法第96条第1項

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
10 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること

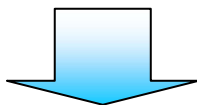
→ごみ処理手数料は普通地方公共団体の債権に当たるため、手数料の減免は本条の「権利を放棄すること」に該当。
ただし、本市では、手数料の減免については下のとおり条例で関する定めを置いており、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合」に当たるので、減免を行うに際して議決を経る必要はない。



京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第38条

市長は、特別の理由があると認めるときは、第35条第1項に規定する手数料及び前条第1項に規定する費用を減額し又は免除することができる。

→本条により、手数料の減免は市長の専決事項とされているが、更に下の規程によって局長の専決事項となっている。



京都市局長等専決規程

第3条 局長等の共通専決事項は、別表第1のとおりとする。

(別表第1)

(11) 使用料、手数料その他諸収入の減免、徴収停止及び不納欠損処分に関すること。

